佐賀県医療センター好生館　バイオマルチインキュベーター　調達業務仕様書

１．　機器構成

機器名				数量
バイオマルチインキュベーター				一式
1－1		品名	型式　等	数量
内訳	①	バイオマルチインキュベーター	LH-30-8CT	1
	②	機器撤去費(フロン回収含む)	―	1
1-2		①バイオマルチインキュベーターは以下の項目を満たすこと		
1-2-1		本体寸法は、幅 1,260mm×奥行 550mm×高さ 1,900mm 以内であること		
1-2-2		装置は 8 室個別の多室方式であること		
1-2-3		1 室あたりの内寸法は、W350mm×D280mm×H290mm 以上であること		
1-2-4		各室網棚を設けていること		
1-2-5		各室庫内状況が覗ける透視窓を設けること		
1-2-6		各室温度制御がそれぞれ可能であること		
1-2-7		温度制御は、＋５℃～45℃の範囲で設定が可能であること(設定条件あり)		
1-2-8		タイマー付き変温設定で昼夜切替の制御が可能であること		
1-2-9		フロンガスはオゾン層を破壊しない代替フロン以上の性能を有していること		
1-2-10		本体は会同できる仕様で、キャスターを有していること		
1-2-11		電源は 100V20A であること		

２．　その他納入に関して

① 令和 9 年 3 月 31 日までに、本仕様書に掲げる機器について、搬入・設置・据付・調整等を確実に完了し、安定した稼働ができるようにすること。
② 機器の搬入、設置調整、組み立て費及び接続費は、今回の調達範囲に含むこと。(一次側設備[電気・空調・給排水等]費用は含まない)
③ 納入前に、納入先担当者と納入スケジュールを確認し、合意の得られた日程で作業を進めること。また、計画書類を提出する等をし、情報の齟齬が無いように努めること。
④ 機器の設置調整にあたっては、当館スタッフとの協議の上、その指示によること。また、搬入の際には納入業者が立ち会うこととし、当館に損傷を与えないように注意を払うよう努め、必要がある場合、搬入経路に養生等を施すこと。

⑤ 当館の建物および設備等に損傷を与えた場合、納入業者の責任において現状復旧すること。
⑥ 機器設置にあたって、使用許可等関係行政機関への申請が必要な場合は、書類作成のための資料等を提供すること。
⑦ 機器やシステムの納入から起算して 1 年間（可能であれば納入後 1 年半）は、それらの修理及び保守について無償で行うこと。
⑧ 落札業者及びメーカーにおいて、機器等に各種障害が発生した際に早急な復旧を可能にするサービス体制を構築しており、当館に対してその証明が可能であること。
⑨ 機器の故障や不具合に対して、夜間及び土日祝日、年末年始等当館の通常営業時間外においても修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
⑩ 機器やシステムに関して当館からの依頼がある場合、30 分～1 時間以内に担当者が到着し、対応できる体制が整備されていること。
⑪ 操作マニュアルは、日本語版を当館が必要とする部数提供すること。
⑫ 納入期限までに、当館の指示や指定する条件に基づき、当館職員の立会いのもとで動作確認を行うこと。
⑬ 取り扱い説明に関する教育訓練は、当館の医療職員(医師・看護師・コメディカル等)2 名以上に対し、当館が指定する日時・場所で実施すること。
⑭ 納入後 1 年間に行った調整及び修理等のすべての作業については、当館担当者に報告すること。
⑮ 納入後 1 年間は、必要に応じ、電話・現場立ち合いにより教育訓練を実施することとし、その経費については無償とすること。

3． セキュリティ対策

① 当館がセキュリティ対策の状況を確認するため、チェックリスト・その他の資料の提出を求めた場合は、その時点における対応状況について、虚偽なく、速やかかつ誠実に回答すること。
② リモート保守に関する情報・その他セキュリティに関して、当館から説明又は資料の提出を求められた場合は、速やかかつ誠実に対応すること。
③ 関係法令及び適用される各種ガイドラインを踏まえ、必要な安全管理措置を講じるよう努めるとともに、当館からその対応状況について説明を求められた場合は、速やかかつ誠実に回答すること。
④ 本仕様書に掲げる機器又はシステムの保守、修理、搬出、その他の作業に際して患者情報・その他の個人情報又は機密情報を取り扱う場合は、これらの情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な安全管理措置を講じること。
⑤ 本仕様書に掲げる機器又はシステム、若しくは本仕様書に掲げる機器又はシステムの提供に関連して、当館の情報資産又は業務に影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれのあるサイバー攻撃、情報漏えい、その他のセキュリティインシデントを認知した場合は、速やかに当館へ報告するとともに、被害の拡大防止、原因究明及び復旧等について当館に協力すること。